

平戸市立中野中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

「求めて学び心身ともにしなやかでたくましい生徒の育成」

めざす生徒像

- 思いやりのある生徒（徳）
- 自ら学ぶ生徒（知）
- 心身ともにたくましい生徒（体）

<いじめの基本認識>

- いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為という強い認識に立つこと。
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- いじめ問題は、学校や家庭の教育の在り方が大きく関わる問題であり、関係者が一体となって取り組むこと。

□中野中学校の3本柱

◆未然防止～許さない校風づくり～

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 生徒指導の充実
- 保護者や地域との連携

いじめを生まない学校づくりに向け、凡事を徹底し、学校教育活動全体で積極的に指導をすすめるとともに、家庭や地域の連携を強化する。

◆早期発見～目配り、気配り、心配り～

- 教職員による観察や情報交換
- 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- 教育相談体制の整備
- 児童生徒理解支援システムの活用

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つ。あわせて、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

◆早期対応～迅速かつ組織的に誠意を持って～

- 正確な実態把握
- 指導体制・指導方針の検討
- 解決に向けた指導・支援
- 保護者との緊密な連携
- 継続指導・経過観察・再発防止

いかなる場合も真摯に受け止め、迅速かつ的確に関係者全員で対応する。被害者側の保護者の心情と同じ立場に立って受け止め、全教職員が緊密な情報交換と共通理解を図り、協力して解決に向けた支援を行う。

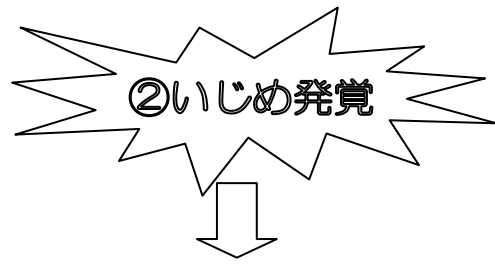
□年間計画

4月	学校基本方針の確認	10月	教育相談
5月	生活アンケート 家庭訪問・教育相談	11月	人権集会準備
6月	学校いじめ対策委員会（1）QU	12月	人権集会
7月	いのちをみつめる教育週間	1月	生活アンケート
8月	校内研修会 QU分析	2月	生活アンケート
9月	生活アンケート	3月	学校いじめ対策委員会（2）

□組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校づくり実践資料集」、別添く参考資料>の活用、事例研究等の実践による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化



③情報収集

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制、方針の決定

「いじめ対策委員会」で指導・支援体制、方針を決定する。(学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、スクールカウンセラーなどで役割分担)

【教育委員会】

- 学校教育課 ○少年センター

【関係機関】

- 平戸市子供未来課
- こども・女性・障害者支援センター
- 警察
- 民生委員・主任児童委員

⑤生徒への指導・支援

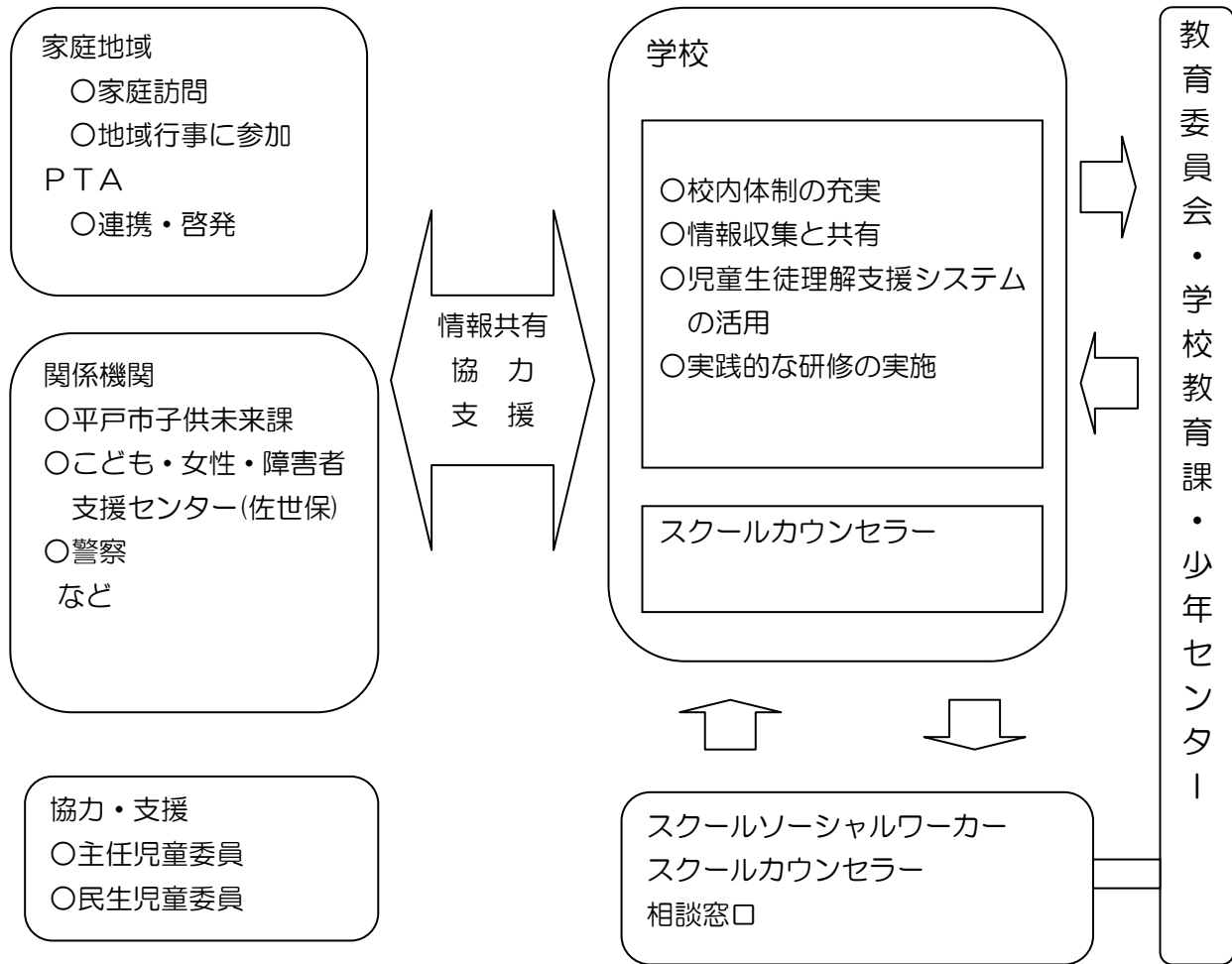
○いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
○いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤保護者と連携する

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

□いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切に作る集団づくり

〇いじめの早期発見のチェックポイント

(1) 学校生活において

① 登下校時において

状	況
ア	身体の不調を訴えるようになる。
イ	登校を渋るようになる。
ウ	通学する友達関係が急に変化する。
エ	突然一人で登下校する。
オ	持ち物が傷んでくる。
カ	帰宅時間が遅くなってくる。
キ	衣服が汚れている。
ク	他の子の荷物をもっている。

② 授業中（朝の会や終わりの会を含む）

状	況
ア	活気がなくなり、表情がさえないになる。
イ	急に考え込んだりする表情を見せる。
ウ	おどおどした態度が目立ち始める。
エ	積極性がなくなり、動作が緩慢になる。
オ	おどけるような態度をとり始める。
カ	虚勢を張った態度を見せる。
キ	投げやりな態度を見せる。
ク	聞き直しや言い直しが目立ってくる。
ケ	学級の雰囲気が重苦しくなる。
コ	視線をそらすようになる。
サ	冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。
シ	独り言を言うようになる。
ス	的外れの質問をすることがある。
セ	学級委員などに押し付けられるように選出される。
ソ	言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。
タ	忘れ物が多くなる。
チ	授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる。
ツ	行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。

③ 昼食時において

状	況
ア	食べ物にいたずらされる。
イ	好きなものを他の児童生徒に譲る。
ウ	給食の配膳量が他の児童生徒と均一でなくなる。
エ	一人で昼食を取るようになる。
オ	弁当を持ってこなくなる。
カ	給食当番での役割が固定する。
キ	自教室で昼食を取らなくなる。

④休憩時間において

状	況	
ア	一人で過ごすことが多くなる。	
イ	休み時間になるとすぐに教室から出ていく。	
ウ	始業のチャイム直前にトイレに行く。	
エ	職員室によく来るようになる。	
オ	他学級の児童生徒のところへ行くようになる。	
カ	教科書等をよく貸すようになる。	
キ	数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。	
ク	あだ名で呼び捨てられるようになる。	
ケ	目に付きにくいところで行動するようになる。	
コ	教室移動の際、他の児童生徒の教科書を持たされたりする。	
サ	他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。	

⑤清掃時間について

状	況	
ア	いつも一人で掃除をしている。	
イ	いつも後片付けをしている。	
ウ	みんなが嫌がることをさせられている。	
エ	一人だけ離れた所において、掃除をしない	

⑥部活動において

ア	部活動を休むことが多くなる。	
イ	部活終了後、一人で下校する。	
ウ	部活の場を与えられない。	
エ	参加することをためらうようになる。	
オ	突然、部を辞めると言い出す。	
カ	遅刻して参加するようになる。	
キ	終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク	部活動の話題を避けるようになる。	

⑦その他の生活において

〔身体の変化について〕

状	況	
ア	顔や身体に傷やあざがある。	
イ	身体の不調を訴える。	
ウ	食欲が減退する。	
エ	頻繁に保健室に行くようになる。	
オ	神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	

〔頭髪、服装の変化〕

状	況	
ア	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
イ	髪型が変化し、目立つようになる。	

〔持ち物について〕

状	況
ア	上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。
イ	持ち物がなくなる。
ウ	持ち物に落書きされる。
エ	教科書やノートが破られる。
オ	他の児童生徒から教科書等を借りるようになる。
カ	お金を頻繁に持ち出すようになる。
キ	ノートを使わなくなる。
ク	整理が乱雑になる。
ケ	その子の物だけが壊される。

〔その他の変化について〕

状	況
ア	提出物が期限内に提出されなくなる。
イ	筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる。
ウ	板書事項を写さなくなる。
エ	ノートや作品にいたずらが見られる。
オ	日記や作文の記述内容に変化が見られる。
カ	学習成績が下降し始める。

〔公共物等について〕

状	況
ア	机、椅子、ロッカー等に落書きやいたずらの跡がある。
イ	黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。
ウ	トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。

(2) 家庭や地域での生活において

状	況
ア	朝、なかなか起きて来なくなる。
イ	登校を渋りだす。
ウ	行動全体が鈍くなる。
エ	帰宅時間が遅くなる。
オ	準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。
カ	覇気がなく、憂鬱で心配そうである。
キ	電話やメールが頻繁にくる。
ク	友達関係が変わる。
ケ	ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。
コ	食事の時間が不規則になる。
サ	食事の嗜好や量が変わる。
シ	学校のことや友達のことを話したがらなくなる。
ス	家にいる時間が増える。
セ	ため息をつくことが多くなる。
ソ	部屋に閉じこもりがちである。
タ	兄弟(姉妹)にあたり、いじめたりする。
チ	物を大切にしなくなったり、壊したりする。
ツ	小遣いの値上げを要求する。
テ	家庭からお金を持ち出す。
ト	新しく買った物がなくなる。
ナ	けがをして帰ることがある。
ニ	服に汚れや傷みが目立ち始める。
ヌ	たまり場に出かけることがある。
ネ	人間関係が変化してくる。

